

国際テニス連盟(「ITF」)ワールド・テニス・ツアー規則行動規範条項の一部概要

この文書は、2019 年版 ITF のワールド・テニス・ツアー規則(英文名:2019 Men's & Women's ITF World Tennis Tour Regulations Revised August 2019)行動規範条項内、「違法行為・反倫理行為禁止とそれに対する処分を規定する条項」(英文名:Welfare Policy、以下「本条項」)の概要を日本語にしたものです。

2020 年 2 月 7 日
公益財団法人日本テニス協会 IR 室

1. 適用対象者

- ① 選手サポート・チーム・メンバー
 - (ア) コーチ
 - (イ) トレーナー
 - (ウ) マネージャー
 - (エ) エージェント
 - (オ) 医療及びパラメディカル人員
 - (カ) 家族構成員
 - (キ) トーナメントゲスト
 - (ク) その他選手の関係者
- ② クレデンシャル所持者
 - (ア) 選手
 - (イ) オフィシャル
 - (ウ) トーナメント・ディレクター
 - (エ) スタッフ
 - (オ) ボランティア
 - (カ) スポンサー
 - (キ) 医療関係者
 - (ク) ITF スタッフ
 - (ケ) トーナメント関係者
 - (コ) メディア関係者
 - (サ) その他の大会関係者

2. 基本ルール

適用対象者は、本条項を理解し、遵守しなければならない。

3. 禁止行為

- ① 不公平及び差別的行為
 - (ア) いかなる選手を傷つけたり、害を与えたり、準備や試合を妨げるといった試みを含め不公平または非倫理的な行為をしてはならない。
 - (イ) 人種、民族、性別、出生地、宗教、年齢、性的指向に基づく差別行為をしてはならない。
- ② 権限の乱用、暴力・虐待行為

- (ア) 自らが持つ権限を乱用せず、いかなる選手、適用対象者、親、観客、メディアの精神的、身体的及び感情的安定を傷つけたり、傷つけようとしてしてはならない。
- (イ) 言葉や身体的な暴力、または適用対象者、両親、観客あるいはメディアに対して脅迫的な言動をしてはならない。
- (ウ) 選手の利益の犠牲の下、個人的または政治的あるいは商業上の利益のために、選手との関係を悪用してはならない。

③ 性的行為

- (ア) 性的暴力・虐待や性的関係による否定的な影響が起きないように選手と選手のサポート・チーム及び関係者との間での性的な行為は避けることが推奨される。
- (イ) 以下の行動は特に禁止される。
 - i)17 歳以下あるいは ii)行為が行われる場所または居住する場所の法律において未成年である場合、選手相手に性的アプローチをしたり、性的関係を持ったりしてはならない。
 - 性的暴力・虐待を行わない。性的暴力・虐待とは、ある人物が i)知的能力が低下している状況下、または ii)身体的力、脅迫、強要、威嚇、不当な影響を用いて、他の人物に対して性的行為を強要することを意味する。
 - セクシャル・ハラスメントを行わない。例えば、相手に嫌がられる誘い方をすることや、性的恩恵の要求、性に関係する他の言葉や身体的行為や性的な言葉及び行為の強要が威嚇的、敵対的さらには攻撃的環境を作る場合が該当する。
 - 選手のサポート・チーム及びクレデンシャル所持者は、選手の親もしくは親が書面にて同意した親族でない限り i)17 歳以下もしくは ii)ホテルの所在地もしくは選手の居住地で未成年の選手と同じホテルの部屋に滞在してはならない。このホテルルーム使用ルールを守らない未成年の選手には罰則が課される。罰則は、その反則が起きたトーナメントのポイントの没収、及びホテルの部屋代及び/またはホテル代と同額の罰金、適応される範囲で支給されるホテル代の没収も課されることもある。この罰金は、選手のサポート・チーム及びクレデンシャル保有者にも下記の 4 条に準じて課される罰金に加算される場合もある。

④ 犯罪行為

- (ア) 適用対象者は、適用される全ての刑法に従わなければならない。
- (イ) 適用対象者が以下のいずれかの行為について有罪となったり、起訴されたり、公訴事実を認めたり、または不抗争としたりした場合は、対象者による本条項下での義務は果たされなかったとされる。
 - 不法薬物または不法物質の使用、所持、配布の罪、もしくは配布の意図に関わる犯罪
 - 性的不正行為、ハラスメント及び暴力・虐待の犯罪
 - 幼児虐待の罪を認めた場合さらに、適用対象者が未成年者保護に関する法を犯した容疑で有罪となったり、起訴されたり、公訴事実を認めたり、または不抗争としたりし

た場合は、対象者の本条項下での義務は果たされなかったとされることもある。

⑤ アンチドーピング活動

適用対象者は、ITF のアンチドーピング プログラムに反する行為を犯さず、また、いかなる者のドーピング違反を幫助、助言、または斡旋することはしない。

⑥ 行動一般

適用対象者は、ITF、また ITF が所有または承認するトーナメント、イベント、サーキット、選手、オフィシャル、さらにはテニスというスポーツの名を汚すような言動を慎む。

4. 違反と違反の処分手続き

- ① 適用対象者が本条項の義務を果たしていないと信じる者は、ITF に対して書面による申し立てることができる。
- ② 当該申し立ては、申立人及び不正行為の内容を明記しなければならない。
- ③ このような申し立てが申請されるか、ITF 自からが本条項に明らかな違反行為があったと判断した場合、ITF は速やかに当該行為を調査する。
- ④ ITF からの要請により、ITF の内部裁定パネルは、調査が完了し最終結論が出るまで被疑者に対して活動停止仮処分を出す権限を持つ。
- ⑤ ITF は、当該行為の調査及び必要に応じた追加調査の結果、これ以上の調査は不要と判断することができる。
- ⑥ ITF が何らかのさらなる調査が必要と判断した場合、被疑者に不正行為の事実を通知した後、案件を ITF 内部裁定パネルに付託する。
- ⑦ 被疑者は、自分の言い分を述べる機会が与えられた後、ITF 内部裁定パネルは以下の措置を含む制裁を課すことができる。
 - (ア) 各種特権の停止及び全ての ITF トーナメントからの追放
 - (イ) ITF 内部裁定パネルが適切と判断する罰金を含むその他の措置
- ⑧ ITF 内部裁定パネルは、適用対象者に対して各国もしくは地域テニス協会、WTA・ATP といった各団体によりなされたサスペンションや懲戒処分、さらには、起訴事実に対する有罪判決、有罪の申し立て不抗争とした事項を ITF トーナメントにも適用する権利を留保する。
- ⑨ ITF 内部裁定パネルは申し立て不正行為に関する内容を上記のテニス団体と共有し、または共に調査を行う権利を留保する。
- ⑩ ITF プロテニス担当常務理事は、申し立て不正行為の内容及び調査中に知り得た情報を必要に応じて公的当局に付託することができる。
- ⑪ ITF は、上記のテニス団体や関連当局によって実施されている調査の結果が出るまで、自己調査を休止する絶対的な裁量権を有する。
- ⑫ ITF 内部裁定パネルの決定は、ITF のワールド・テニス・ツアー規則 I 条 E 項に従い、独立審判所に控訴されることがある。
- ⑬ 本条項に基づきなされた ITF 内部裁定パネルの如何なる決定も、ITF プロテニス担当常務理事、または ITF 内部裁定パネルによって必要と判断された場合、加盟国テニス協会、その他のテニス団体、さらには ITF トーナメント・オーガナイザーに通知される。

以上